

平成29年度 智頭町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月10日(金) 午後2時
2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室
3. 出席農業委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	小宮山 晃次	出
3	春 摘 要	出	4	小 川 啓 介	出
5	葉 狩 健 一	出	6	福 安 健	出
7	國 岡 美保子	欠	8	池 本 英 夫	出
9	植 木 克 茂	出	10	藤 原 康 生	出
11	寺 坂 富 雄	出	12	竹 下 るみ子	出
13	山 中 眞 守	出	14	中 澤 一 博	出

計 13名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

出席農地利用最適化推進委員

議席	氏名	出欠	仮議席	氏名	出欠
15	前 川 義 憲	出	16	草 刈 章 博	出
17	平 尾 晴 次	出	18	西 沖 和 己	欠

計 3名

4. 欠席委員 席番18番 西沖和己委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第三条の規定による許可申請について
- (2) 非農地等現況証明願の決定について
- (3) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

第3 報告

- (1) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第七回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、席番七番國岡美保子委員が欠席の為、十四名中十三名の出席となりますので総会は成立します。農地利用最適化推進委員の出席状況は、席番十八番西沖和己委員が欠席です。
それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において席番六番福安健委員、席番八番池本英夫委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について
農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成二十九年十月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
番号一番について事務局の説明をお願いします。
- 局長 議案第一号をご覧ください。番号一番を説明いたします。
本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。
譲渡人は鳥取市在住の〇〇〇〇さん、譲受人は大字波多の〇〇〇〇さんです。譲受人は、元々町外からの移住者であり、現在大字波多に住んでおられますが、近く大字大屋へ引っ越す予定であります。申請地は、大字大屋地内にある田七筆で合計五千五百四十三平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営開始のため、申請の農地を買い受けて耕作するものであります。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。
次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、今回農地を取得し新たに経営開始をする為、必要な農機具は所有しておりませんが、近隣の農業者より借り受けする予定であります。
次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で
- 一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。
 - 二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見

込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、農作業は本人と配偶者が常時従事でき効率的に利用されるものと思います。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が下限面積に達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、今回取得面積の合計が五十五アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、譲受人は大阪からの移住者であり農作業の経験は少ないが、近隣農家や自然農法グループの方の援助を受けながら耕作していく予定である。買い受ける農地は近年、集落の方の草刈により維持管理されており、可能な限り無農薬で耕作していく予定であるので、周囲への影響も特に無いと考えます。

申請年月日は平成二十九年九月十二日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から六ページです。

地区担当の席番六番福安健委員に調査結果の報告をお願いいたします。

福安委員

調査結果の報告をします。事務局からの説明もありましたように、譲受人は大阪からの移住者であります。現在は波多で借家住まいであります。この度地主からの希望もあり、居宅、農地も含めということで今回の案件が申請されました。九月十二日に譲受人と農地の確認をしました。五十五アール全てを始めから耕作は無理だが、近隣などから教えを請い、序所に耕作していきたいと言っております。以上の事から、この度の申請内容は問題ないと思われま。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして議案第二号、非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号一を説明いたします。

申請人は、大字大背の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大背の畑一筆で、十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和六十年頃、極楽寺の祈念碑を建立し、現在に至っている為です。申請年月日は平成二十九年八月二十二日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、七から九ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番十二番竹下るみ子委員から報告をお願いします。

竹下委員

報告します。十月三日、前川推進委員と共に現地確認を行いました。先ほど事務局が説明しましたように、相違無い事を確認しましたので報告します。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号二を説明いたします。

申請人は、大字西宇塚の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西宇塚の畑一筆で、二百三十七平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和四十年頃、農業用作業場として建築し、現在に至っている為です。申請

年月日は平成二十九年八月二十九日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十から十二ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番四番小川啓介委員から報告をお願いします。

小川委員
議 長

報告します。十月三日、前川推進委員と申請人と現地を確認しました。申請と相違無い事を確認しました。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について
智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成二十九年十月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年九月二十一日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。継続の利用権設定の計画が五筆です。面積は、合計七千三百三十一平方メートルです。

（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届について

農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告する。

平成二十九年十月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局長 報告(一)をご覧ください。農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届を、追加案件を合わせ三件受理しました。

(報告に基づいて内容を説明)

議長 農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届の報告が終わりました。

報告(一)について、ご質問、ご意見等はありませんか。(ありませんの声)

質問、意見等ないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

局長

以上で、本日の提出案件はすべて終了します。
その他について、事務局に説明をお願いします。

その他について説明いたします。

- ・公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告について
- ・平成二十九年度農地利用状況調査について
- ・「農業・農地に関するアンケート調査」について
- ・平成二十九年度先進地視察研修について
- ・農業委員会特別研修大会の開催について

議長

以上をもちまして、平成二十九年度第七回総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

次回総会は、十一月十日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年十月十日

会長 小林 功